

意見書案第6号

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和6年3月22日

提出者 市民経済委員長 高野 文男

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の7割近くが女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（1004円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川、埼玉、千葉の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金953円では、憲法第25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引く物価高の中で、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額

するとともに、大企業による単価の買いたたきや、一方的な発注中止を止めさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1000円以上に引き上げ、1500円を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

(参考送付)

中央最低賃金審議会会長

茨城地方最低賃金審議会会長

(提案の理由)

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求めるため、意見書を提出するものである。